**刈払機取扱作業者安全衛生教育講習会のご案内**

刈払機作業の安全と健康を確保するための労働基準局の通達「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育実施要領」に基づいた講習会。（事業者は刈払機を用いて行う作業に労働者をつかせる時は、その業務に関する安全と衛生のための教育を行う必要があると定められています）

記

開催日時　　平成29年9月3日　日曜日　9：00～16：00　※受付8：45～

開催場所　　ちば里山センター　（袖ケ浦市長浦拓2号580-148）

内　　容　　学科教育5時間及び実技教育1時間

※受講者には林業・木材製造業労働災害防止協会より安全教育修了証（刈払機を使用した業務に従事する際に必要）を交付します。

講　　師　　千葉県森林組合南部支所　木村正敏氏

参 加 費　　10,600（テキスト代2,700円　受講料7,900円）

持 ち 物　　筆記用具、弁当、手袋、ウエス、ヘルメット、作業ができる服装

　　　　　　※刈払機をお持ちの方は、刈払機及び工具、燃料

募集人数　　先着15名。

申込方法　　指定の申込書（写真添付3×2.4ｃｍ）を郵送にて受付。

ホームページよりダウンロード可 http://www.chiba-satoyama.net/

申込期間　　7/24～8/21まで。

問合せ先　　ちば里山センター　袖ケ浦市長浦拓2号580-148

☎0438-62-8895（受付時間　平日9：00～17：00）

ＦＡＸ　0438-62-8896(24時間受付)

Ｅ-mail　info@chiba-satoyama.net